

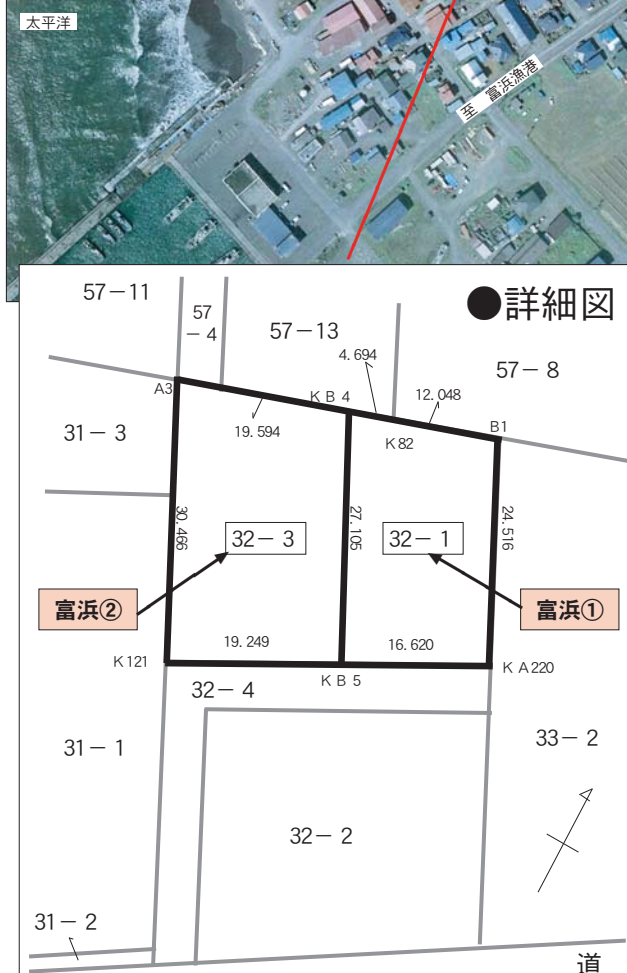
# 土地及び建物をお売りします

物件番号	富浜①		最低売払価格	318,390円
区分	所 在	地番	地目	地積 (㎡)
土地	日高町字富浜	32番 1	宅地	428.09
区分	所 在	地番	家屋番号	床面積 (㎡)
建物	日高町字富浜	32番 1	未登記	114.1

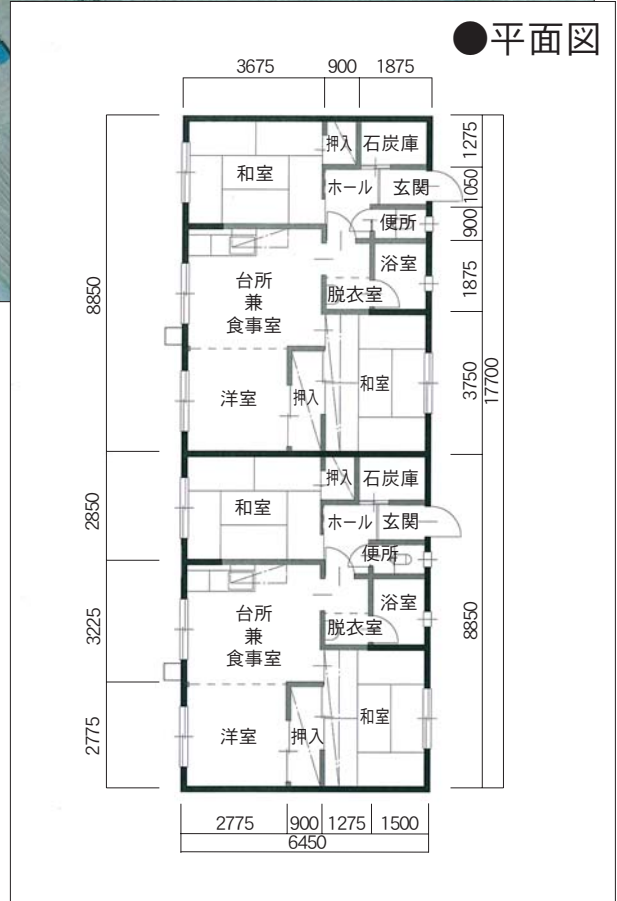
物件番号	富浜②		最低売払価格	446,330円
区分	所 在	地番	地目	地積 (㎡)
土地	日高町字富浜	32番 3	宅地	556.03
区分	所 在	地番	家屋番号	床面積 (㎡)
建物	日高町字富浜	32番 3	未登記	114.1

※これらの物件は、予告なく中止または変更される場合がありますので、ご容赦ください。

## ●位置図



## ●平面図



※ 各物件の建物は、共通の平面図です。

# お申し込み方法など

## 1 申込資格

次のいずれにも該当する人

①日高町に住所を有する個人及び法人

※未成年者や、被保佐人、被補助人でも法定代理人の同意を得ている方はお申し込みいただくことができます。

②契約を締結する能力を有しないこと・破産者で復権していないことなどの欠格事項に該当する方以外

③町税に未納がないこと

## 2 売払物件の現地確認

現地説明は行いません。現地確認、物件下見などを希望される方は、下記申込先までご連絡ください。

なお、連絡日での対応ができない場合がありますので、ご了承ください。

## 3 お申し込みに必要な書類(提出日の3ヶ月以内に発行されたもの)

価格公示売払申込書に、次の書類を添えてご提出ください。提出書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。なお、提出書類はお返しいたしません。

【個人が申し込む場合】

○身分証明書(※1)	1通	(本籍のある市区町村が発行する身分証明書)
○印鑑登録証明書	1通	
○納税証明書	1通	
○見積書	1通	(封筒に入れ必要事項を記載し封をしてください。)

(※1)外国人の場合は身分証明書にかえて外国人登録原票記載事項証明書が必要です。

【法人が申し込む場合】

○法人登記簿謄本(※2)	1通	
○印鑑証明書	1通	
○納税証明書	1通	
○見積書	1通	(封筒に入れ必要事項を記載し封をしてください。)

(※2)履歴事項証明書か現在事項証明書をご提出ください。

## 4 申込方法

提出書類を管財建築課まで持参(土・日・祝日除く)による方法に限ります。

## 5 申込期間

受付年月日 平成30年10月1日(月)から平成30年10月11日(木)まで

受付時間 午前9時から午後5時まで

※期間内に申込みがなかった場合は、10月22日(月)より随時募集売払い(先着申込者への売払い)とします。

## 6 申込先(お問い合わせ先)

〒059-2192 日高町門別本町210番地の1

日高町役場 管財建築課 建築・公営住宅グループ 電話 01456-2-6187

## 7 その他

### (1) 契約者の決定

- ・契約者は、日高町が設定した最低売払価格以上の価格で最高の価格を見積した者に決定します。
- ・契約者となるべき価格で見積した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより契約者を決定します。くじ引きによる場合は、申込者又は代理人にくじを引かせ契約者を決定します。
- ・決定した契約者が辞退した場合は、当該辞退者を除き契約者を決定します。

### (2) 現地の立会いと物件の引渡し

契約日から所有権移転日までに、日高町と契約者双方で現地の確認をします。

引渡しは所有権の移転完了と同時に現状のままで行います。なお、立会い時と状況が異なる場合は、立会い内容との相違点を両者で確認します。

また、物件の隠れた瑕疵について日高町は担保責任を負いません。

### (3) 用途変更等

建物の用途を変更し100㎡を超える特殊建築物とする場合は、用途変更の確認申請が必要です。

### (4) お申し込み前に必ず募集案内書をご確認ください。